

マイホームガイド

マイホームをお考えの方に、住まいに関する情報を届けします。



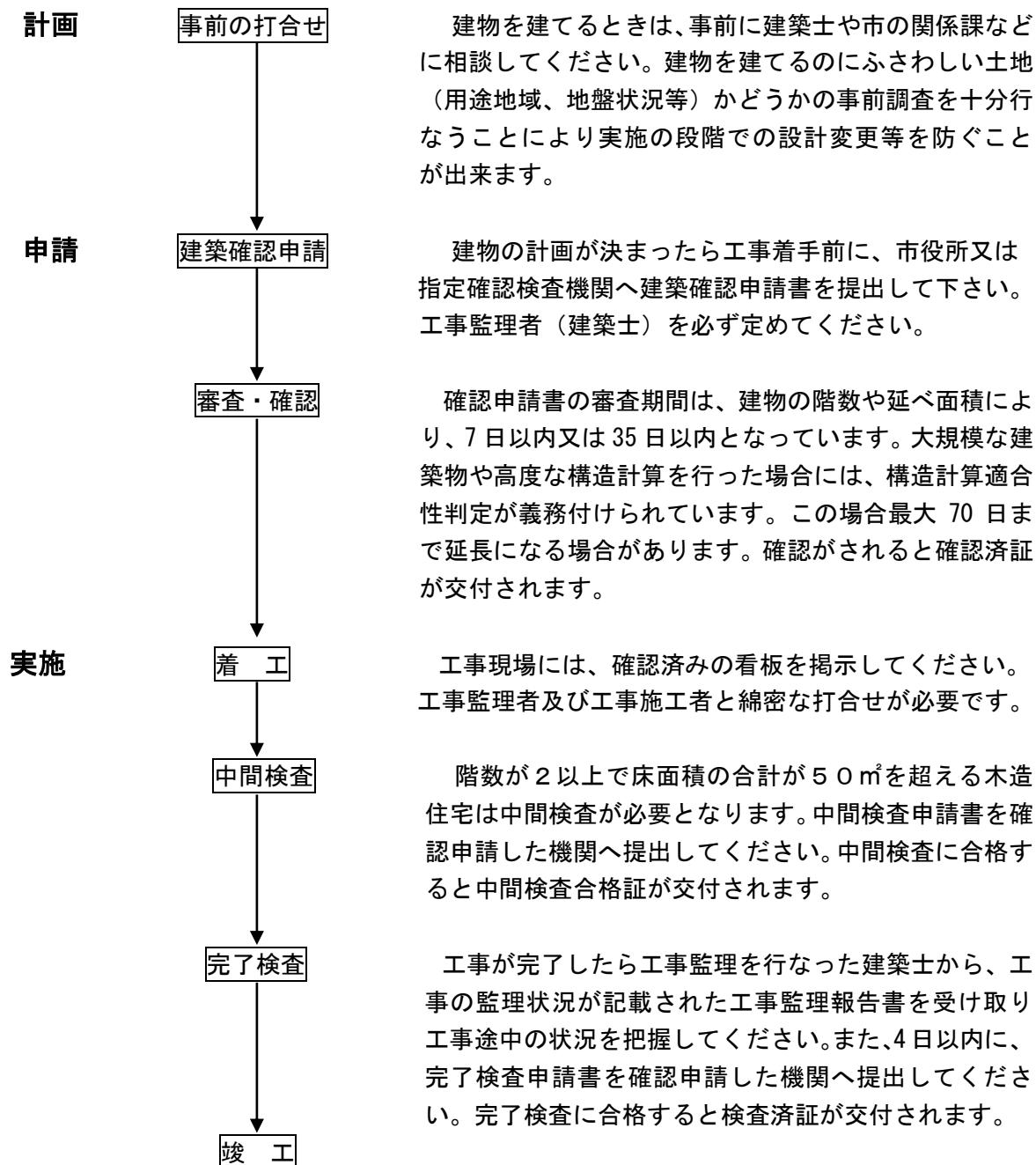
令和7年4月
豊橋市建設部建築指導課

目 次

1. 建物を建てるときの手続
2. 敷地と道路の関係
3. がけ附近に建てる場合
4. 敷地の用途制限
5. 建物の規模による制限
6. 高さの制限
7. 日影の規制
8. 建物を建てるときのお隣との規定
9. 土地の範囲を明確にする措置
10. 建物を建てるときに必要な許可・届出等と建築確認に関する問い合わせ先

1. 建物を建てるときの手続

- あなたの大切な財産や健康等を守るために、建物を建てて住むまでには、色々な手続が必要です。

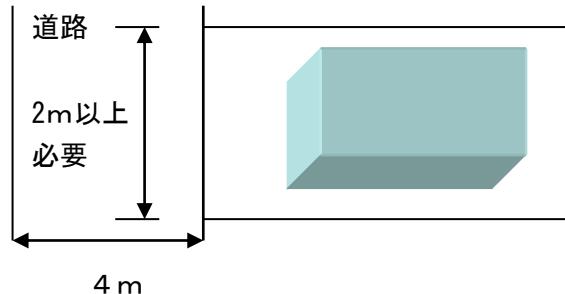


- 建築確認申請に必要な建築基準関係規定について

建築基準法施行令第9条で、建築基準関係規定が定められています。「10. 建物を建てるのに必要な許可・届出等と建築確認に関する問い合わせ先」一覧を参考にし、関係する事項を事前に調査をすることが重要となります。

2. 敷地と道路の関係

建物を建てる敷地は、道路に2m以上接する必要があります。建築物を建てる敷地は幅員4m以上の道路に接道していないと建てられません。なお、4mの幅員が無い場合は、道路後退が必要となります。許可申請を行い道路に接しているのと同等の状況になっていると認められた場合は、道路に接しなくても建築物を建てられる場合があります。



路地状部分のある敷地は、奥行きの長さに対して通路部分の幅員が定められています。また、200m²を超える共同住宅などの特殊建築物は（　）内のさらに広い幅員が必要となります。

道路	L 路地状部分の長さ	W 路地状部分の幅
	15m未満	2m以上 (4m以上)
	15m以上 25m未満	2.5m以上 (4.5m以上)
	25m以上	3m以上 (5m以上)

・建物を建てるのに必要な道路の条件を定めています。

(1) 道路の幅員が4m以上ある次の場合は、そのまま建てられます。

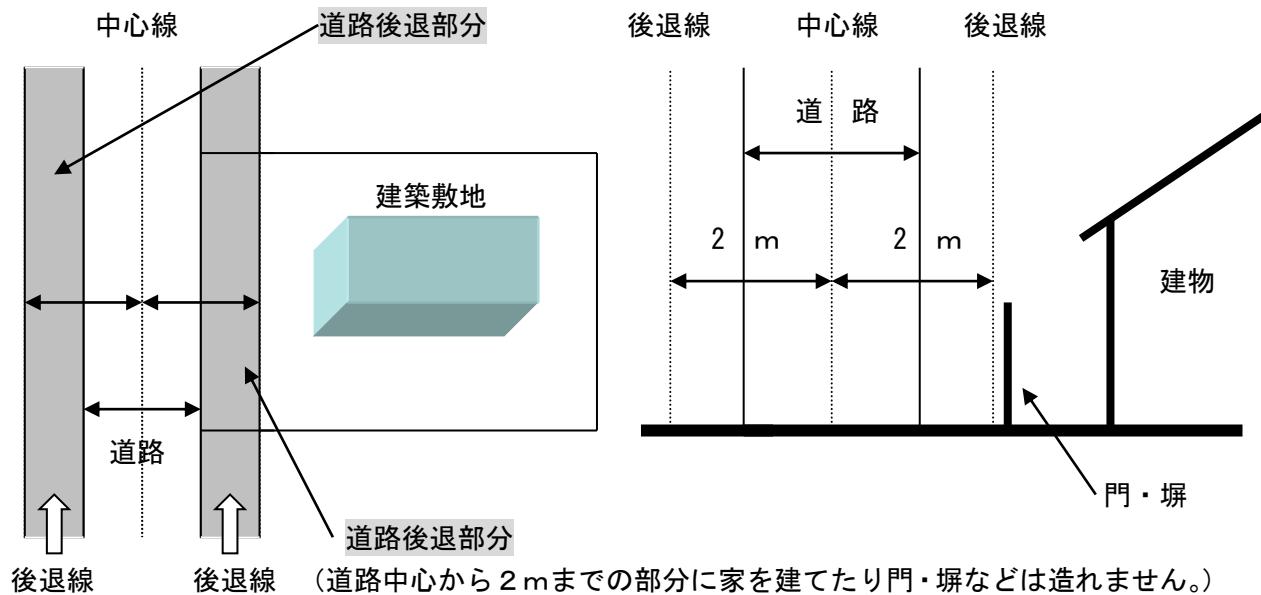
- ① 公道（市道、県道、国道）で幅員4m以上のもの
- ② 都市計画法、土地区画整理法又は都市再開発法等に基づいて造られた幅員4m以上のもの
- ③ 建築基準法の施行時点（昭和25年11月23日又は都市計画区域に指定された日）に現に存在している道で幅員4m以上のもの
- ④ 道路法・都市計画法・土地区画整理法・都市再開発法・新都市基盤整備法・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法により2年以内に事業が行なわれる予定のものとして特定行政庁（市長）が指定したもの
- ⑤ 特定行政庁（市長）により、位置の指定を受けたもの（「位置指定道路」と言われています。）

(2) 道路の幅員が4m未満の場合は、道路後退が必要です。

建築基準法の施行（昭和25年11月23日）以前から建築物が建ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道路で特定行政庁（市長）が指定したものは、その中心線から両側2m後退した線を

道路境界線（後退線）とみなします。（法第42条第2項道路、一般的には、「2項道路」と言われています。）

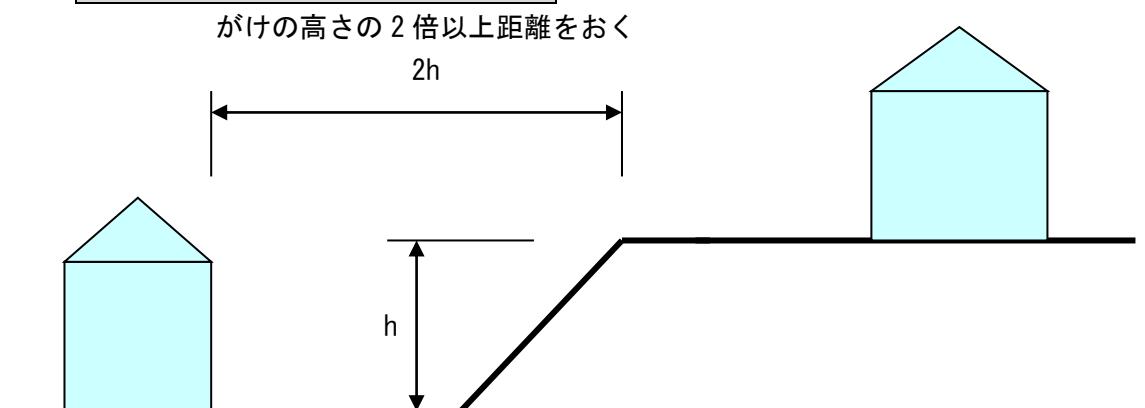
建物や塀などはこの道路境界線とみなす線（後退線）から突き出して建築できることとなり、将来的には、幅員4mの道路となり良好な住環境が確保されることを目的としています。



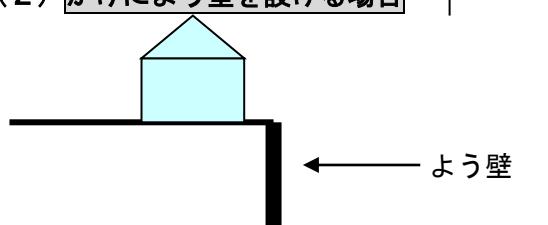
3. がけ附近に建てる場合

高低差が、2mを超えるがけ附近で建築を行う場合には、崩れた場合に安全が保たれるようにならねばなりません。ただし、よう壁などを造りがけが崩れないようにした場合は除かれます。

(1) がけをそのままの状態で使用する場合



(2) がけによる壁を設ける場合



左図のようによう壁を設けた場合は、がけに近接して建築することも出来ます。この場合、工作物(よう壁)の確認申請が必要となります。

4. 敷地の用途制限

・用途地域による建築制限

豊橋市の全域は市街化区域と市街化調整区域に分けられています。市街化区域では、その地域の特性に合うように13種類の用途地域が定められ、それぞれの区域に適合した建築をすることが必要です。市街化調整区域では、建築は制限されており、建築する用途によって制限対象外の届出若しくは許可が必要です。

市街化区域 既に市街地となっている区域や、今後、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。この区域内では、土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途や形態を規制、誘導する用途地域が定められています。(都市計画法第7条第2項において、「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。」となっています。)

市街化調整区域 自然環境や農業などを保全する為に、市街化を抑制すべき区域です。この区域においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限されます。(都市計画法第7条第3項において、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」となっています。)

1. 市街化区域（建築物用途の指定がされています。）

申請者 → 用途地域・建築用途適合 → 建築確認申請

用 途 地 域	目 的
①第一種低層住居専用地域	低層住宅のための良好な住宅の環境を保護する
②第二種低層住居専用地域	主として低層住宅の良好な住宅の環境を保護する
③第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な住居の環境を保護する
④第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅の良好な住居の環境を保護する
⑤第一種住居地域	住居の環境を保護する
⑥第二種住居地域	主として住居の環境を保護する

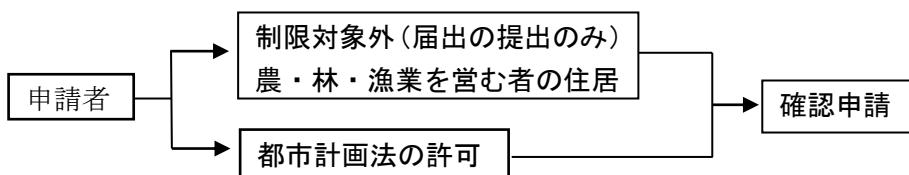
用 途 地 域	目 的
⑦準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する
⑧田園住居地域	農業の利便の推進を図りつつ、良好な低層住宅の環境を保護する
⑨近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を図る
⑩商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進する
⑪準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を図る
⑫工業地域	主として工業の利便を図る
⑬工業専用地域	工業の利便を増進する

注：現在、豊橋市には田園住居地域の指定はありません。

注：工業専用地域では住宅を建築することは出来ません。

2. 市街化調整区域：市街化を抑制するため、原則建物が建てられない区域です。 (ただし、都市計画法の許可を受けられる場合のみ建築可能です。)

住宅の場合



都市計画法の許可を受けられるもの（許可基準に適合する必要があります。）

- ・ 分家住宅（祖父母の代から継続して住んでいる家系からの分家）
- ・ やむを得ない自己用住宅（社会通念上やむを得ない事情がある場合）
- ・ 市街化調整区域決定前からの宅地

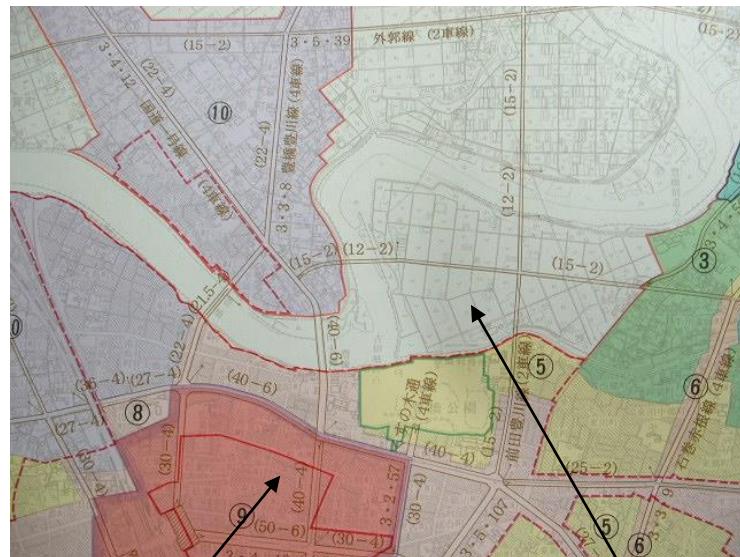
など

詳細は建築指導課 開発審査Gまでお問い合わせください。

市街化区域と市街化調整区域の見方

都市計画図（一部）

線引きされた市街化区域（有色）と市街化調整区域（白色）に分けられています。



市街化区域



「住むところや、買い物するところ
働くところがまとまっています。」

市街化調整区域



「自然や畠が残っていて許可等が無いと
建てられないようになっています。」

5. 建物の規模による制限

建ぺい率と容積率 建物の大きさ（面積）には制限があります。

建物の規模については、各建築物の敷地について都市計画によって、ある程度空地を確保することにより、騒音や延焼の防止、日照・採光・通風を確保するために建ぺい率を定めています。また道路、交通施設、上下水道などの公共施設の供給力とのバランスを保つための適正な密度を保つため容積率が定められています。

(1) 建ぺい率とは、建物の建築面積（建坪）の敷地面積に対する割合で表します。

建物は、都市計画で定められた建ぺい率以下で計画してください。市長が指定した角地などは、建ぺい率の10%割増があります。

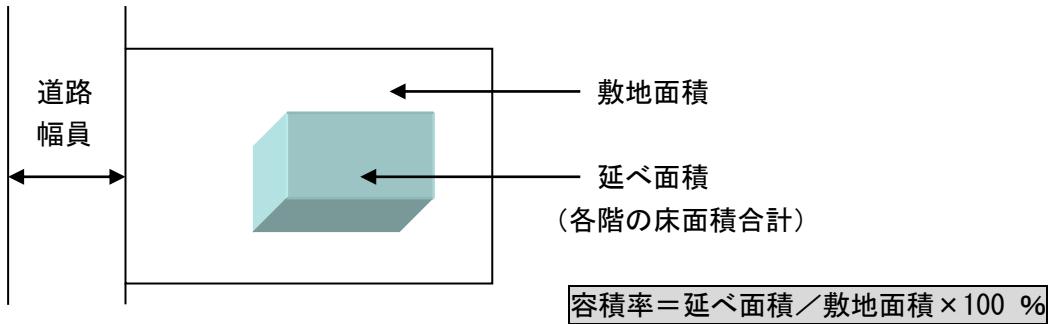


(2) 容積率とは、建物の延べ面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合で表します。

建物は、都市計画で定められた容積率以下かつ前面道路の幅員に、用途地域によって $4/10$ ないし $6/10$ を掛けた数値以下で計画してください。

・建ぺい率と容積率の制限

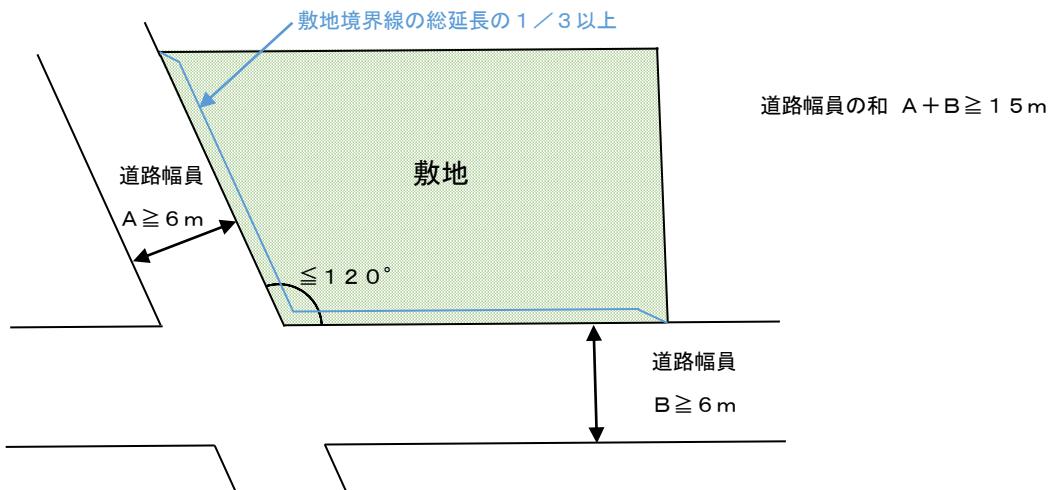
用途地域	建ぺい率	容積率 (①又は、②のうち小さい数値以下)	
		①地域による数値 (%)	②前面道路による数値 (%)
第一種低層住居専用地域	30・60	50・100	
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	60	200	前面道路の 幅員 (m) × 4/10 × 100 (2項道路は幅員 4mとする)
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	80	200・300	前面道路の 幅員 (m) × 6/10 × 100 (2項道路は幅員 4mとする)
商業地域	80	400・500・600	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
市街化調整区域	60	200	



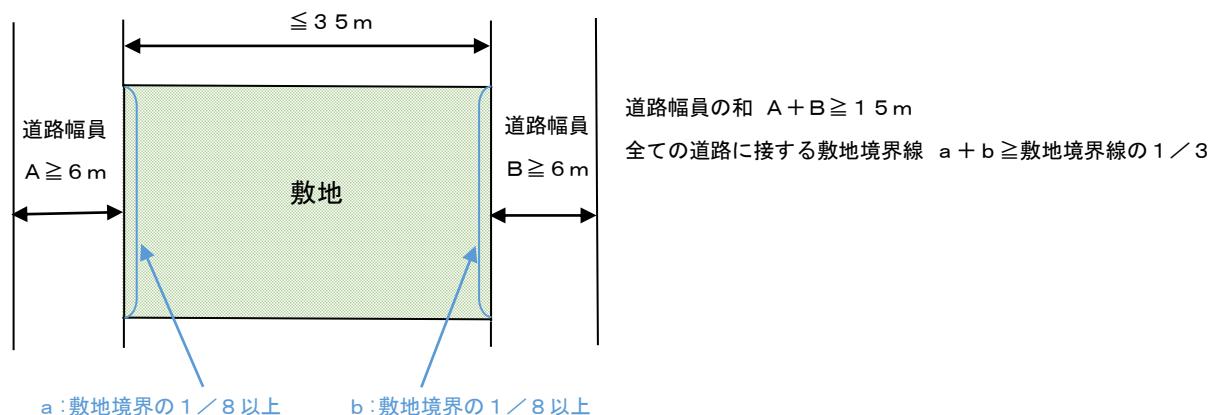
・建ぺい率の緩和（角地緩和）

次の①～④のいずれかに当てはまる敷地では7ページの表で示した建ぺい率に1／10加えた値とすることができます。

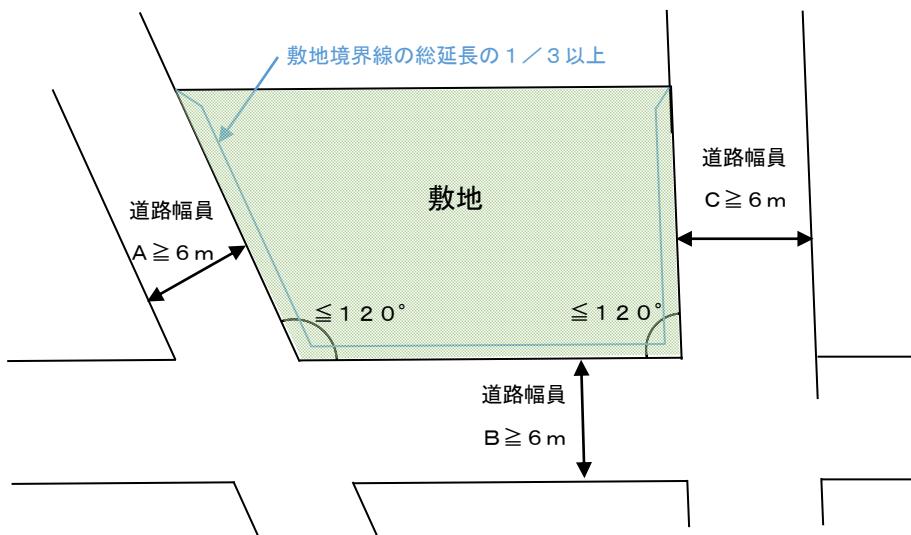
- ①街区の角にある敷地で、前面道路の幅員がそれぞれ6m以上、その和が15m以上あり、かつ、その道路によって形成される角度が内角120度以下で、敷地境界線の総延長の1／3以上がそれらの道路に接するもの。



- ②道路境界線の間隔が35m以内の道路の間にある敷地で、その道路の幅員がそれぞれ6m以上、その和が15m以上あり、敷地境界線の1／8以上がそれぞれの道路に、1／3以上がそれらの道路に接するもの。



③三方を道路に囲まれた敷地で、前面道路の幅員がそれぞれ6m以上であり、かつ、それらの道路によって形成される角度がそれぞれ内角120度以下で、敷地境界線の総延長の1/3以上がそれらの道路に接するもの。



④公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に接する敷地又は敷地に接する道路の反対側に公園等のある敷地で、その公園等を前述の①～③の道路とみなし、それぞれの基準を満たすもの。

- ・**豊橋市中高層建築物指導要綱**…… 中高層建築物の建築に係る紛争を予防し、地域の健全な居住環境の維持及び向上を目的とします。

用途地域により、表のような規模の建物については、事前の届け出及び周辺住民へ建物の面積、高さ、日影の程度、電波障害の有無、工程等工事概要の説明が必要となります。なお、（ ）内の容積率で適用を受ける建築物が異なります。

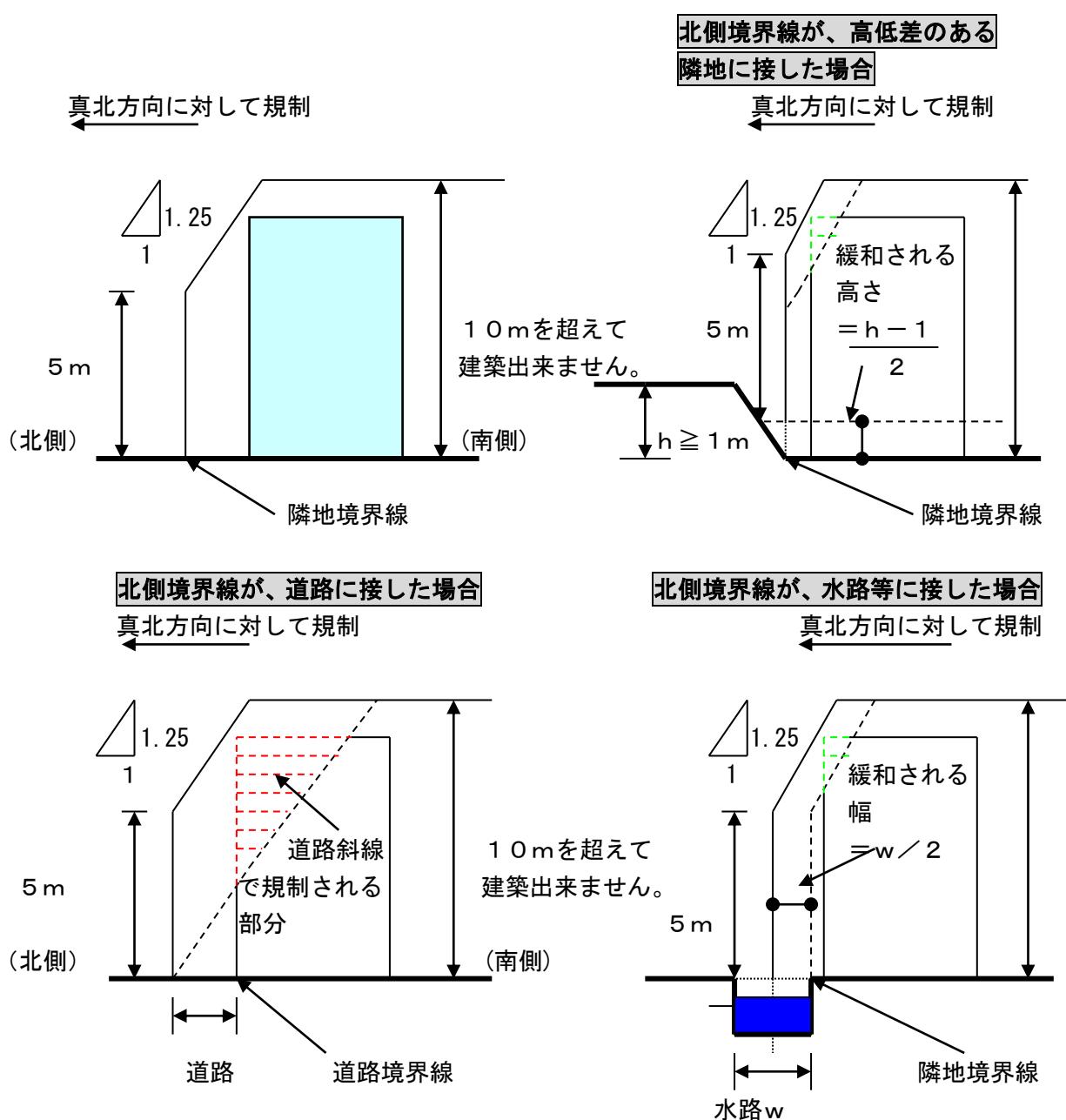
地域及び地区	適用を受ける建築物	
	高さ	地階を除く階数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	10mを超えるもの	3階以上のもの
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（200%） 準工業地域 市街化調整区域	15mを超えるもの	4階以上のもの
近隣商業地域（300%） 商業地域（400%） 工業地域	18mを超えるもの	5階以上のもの

6. 高さの制限

- 建物の高さには限度があります。

街並みや敷地の日照・採光・通風などを確保するため、用途地域によって絶対高さ制限と斜線制限があり、その制限の範囲内で建物を計画してください。斜線制限については、天空率を計算することにより緩和される場合もあります。

- (1) 絶対高さ・北側斜線 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域のみ適用されます。絶対高さは10mで、北側斜線は地上5mのところから適用されます。また、第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域については、日影規制が適用されているので規制対象外です。



道路斜線規制の方が、厳しい場合が多い。

(2) 隣地斜線 隣地間の通風・採光などが十分確保できるようにするためです。制限は、用途地域によって、地上 20m または 31m のところから適用されます。また、隣地境界線より建物を後退して建てた場合その後退距離を加えることもできます。

地上 20m より規制され勾配

1. 2.5 を使う用途地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域

準住居地域

地上 31m より規制され勾配

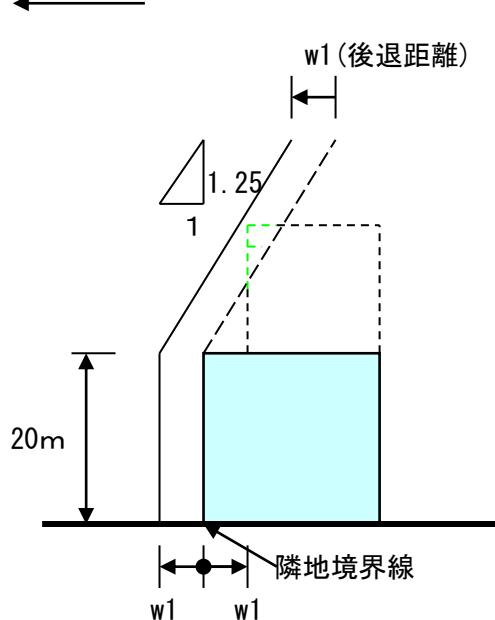
2. 5 を使う用途地域

近隣商業地域 商業地域

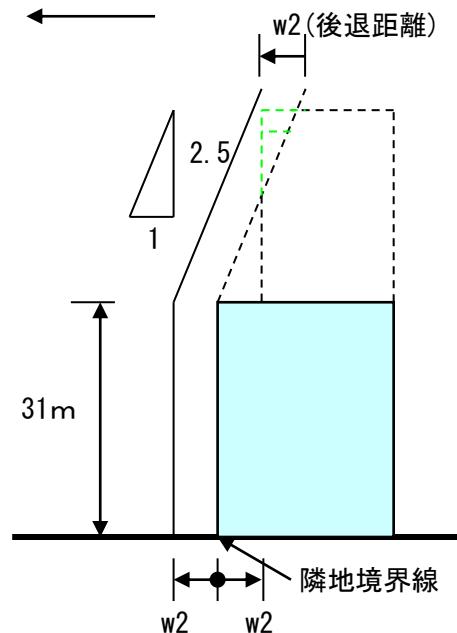
準工業地域 工業地域

工業専用地域 市街化調整区域

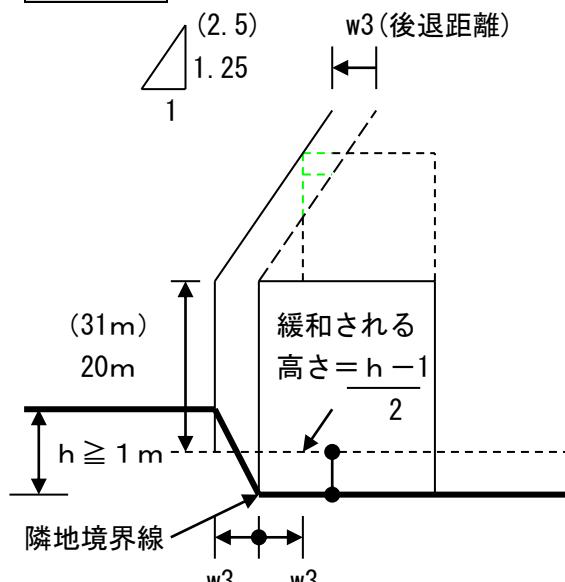
隣地方向に対して規制



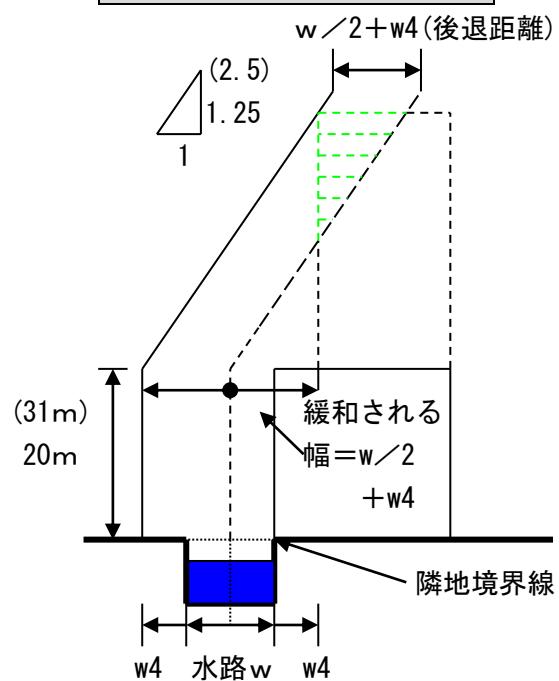
隣地方向に対して規制



境界線が、高低差のある隣地に接した場合



境界線が、水路等に接した場合

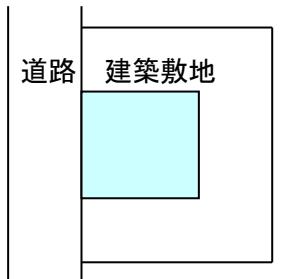


(3) 道路斜線 道路に面した敷地の上空の空間を確保することで、道路に接する敷地の日照・採光・通風を確保するためのものです。適用距離については、用途地域及び容積率によって変わってきます。詳しくは、建築基準法別表第3をご覧下さい。また、道路境界線から建物を後退して建てた場合その後退距離を加えることが出来ます。

勾配 1. 2 5 を使う用途地域

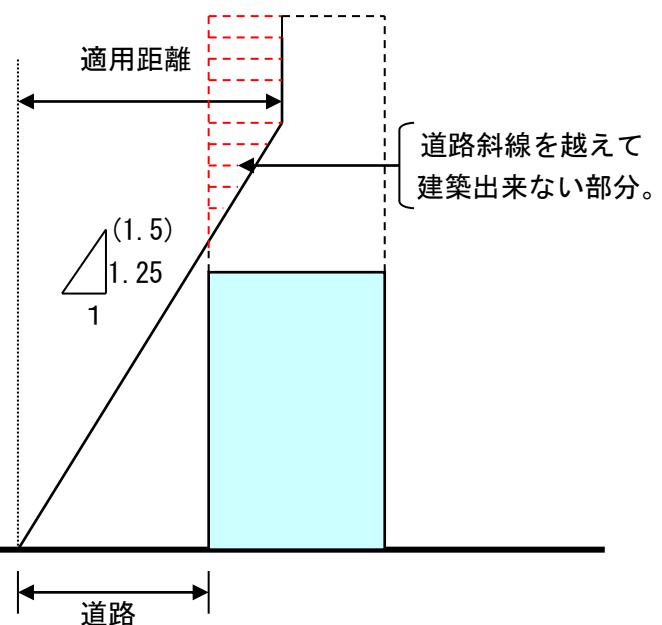
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域

後退距離のない場合

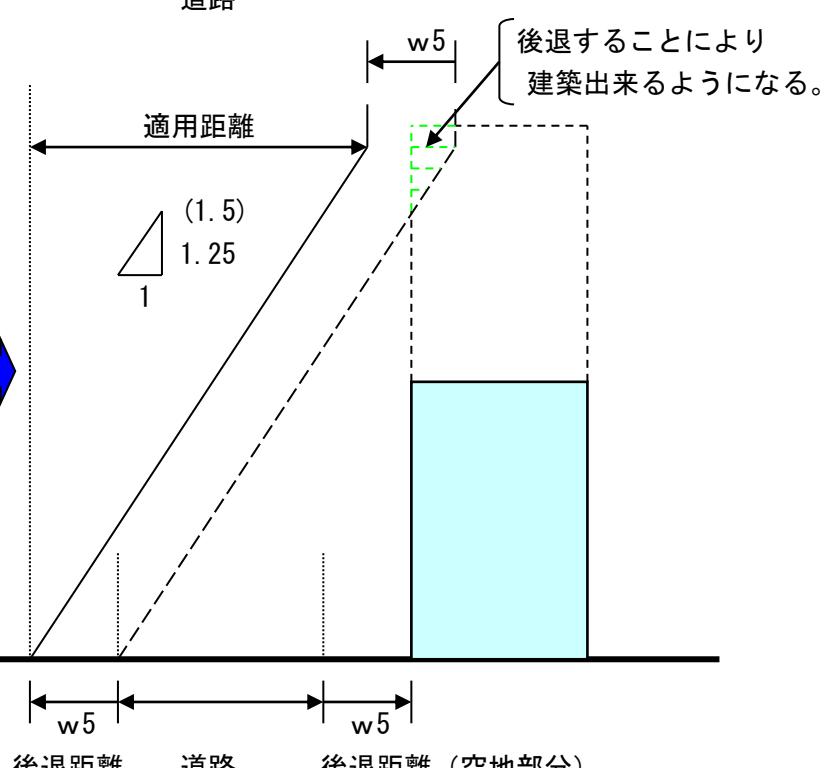
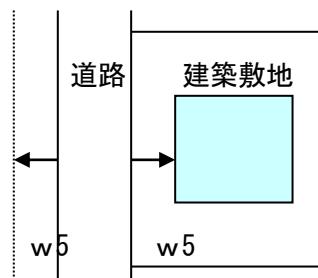


勾配 1. 5 を使う用途地域

- 近隣商業地域 商業地域
- 準工業地域 工業地域
- 工業専用地域 市街化調整区域

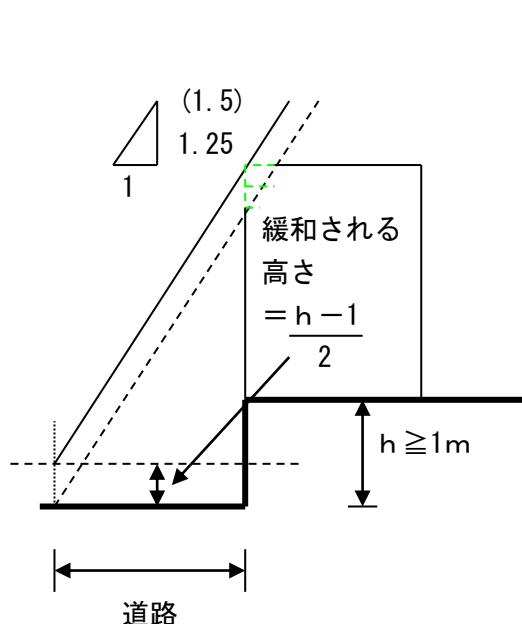


後退距離のある場合

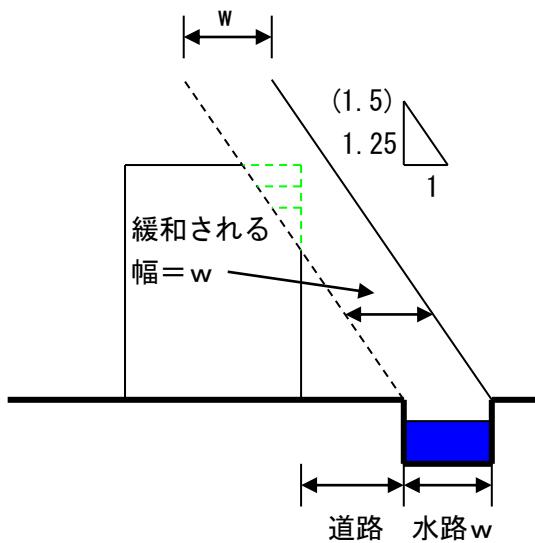


なお、建物を後退して出来た空地部分には軽易なもの以外はつくることができません。

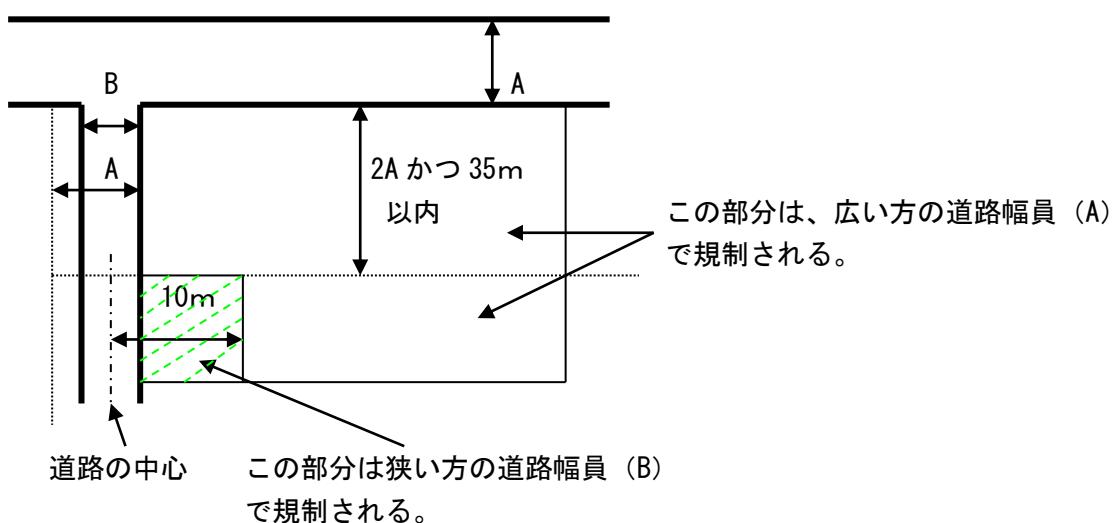
道路面が1m以上低い場合



道路の反対側に水路等がある場合



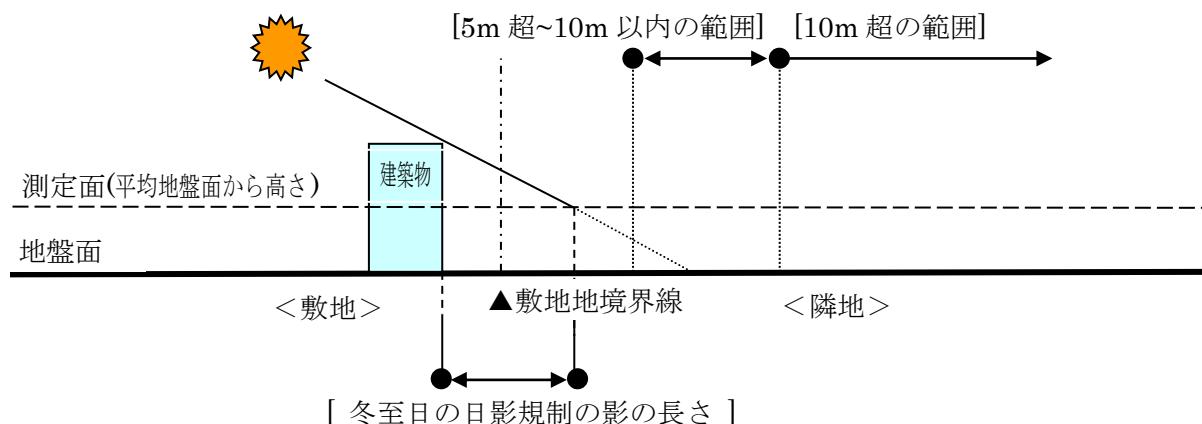
2面以上の道路に接する場合



7. 日影の規制

中高層建築物を建てる場合に、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な住環境を保持するためのものです。

規制される地域、建物、日影時間などは、表のとおりです。この規制は、主に住居系の用途地域が対象になっており、近隣商業地域では、容積率が300%と定められた区域は対象外になっています。



・豊橋市の日影規制の概要

規制を受ける区域	規制を受ける建築物	測定面	敷地境界線からの水平距離が 5m を超え 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒高が 7m を超える建築物又は、地上 3 階以上の建築物	1.5m	4 時間 (3 時間)	2.5 時間 (2 時間)
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4m	4 時間	2.5 時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域			4 時間	2.5 時間
近隣商業地域 (容積率 300% 地域は除く) 準工業地域			5 時間	3 時間

※容積率 50% 地域は () 内の日影時間

8. 建物を建てるときのお隣との規定

(1) 境界付近の建築（民法第234条、第235条）

・建物の位置と敷地境界線との関係

建物を建てるには、民法では境界線から50cm以上離さなければなりません。この規定の距離は、相隣者の間で話し合い合意が得られれば、狭くすることも可能です。又、規定に反して建築しようとする者がいるときは、隣の土地の所有者は、その建築を止めさせ、又変更させることができます。それを無視して建築を続行するようであれば、建築工事の差し止めを裁判所に申請することができます。但し、建築に着手してから1年以上たったとき、又は、完成してしまった後では、中止・変更の請求は出来ず、損害賠償の請求のみができることとなっています。

・建物の窓・縁側と敷地境界線との関係

境界線から1m未満のところに、他人の土地を眺めることのできる窓や縁側を造ろうとは、目隠しを付けなければなりません。

この規定の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から直角に測って境界線に達するまでの距離で計算します。又、この規定と異なった慣習があるときは、その慣習に従います。

(2) 境界付近の掘削（民法第237条）

井戸等を掘る場合には、境界線から2m以上離さなければなりません。また、池等の穴を掘る場合は、境界線から1m以上離さなければなりません。

なお、建築基準法施行令第34条では、汲み取り便所の便槽と井戸の距離は、5m以上離さなければならぬとされています。

水を通す管を埋め、また溝を掘る場合は、境界線からそれらの深さの半分以上の距離を離さなければなりません。但し、1mを超える必要はありません。

なお、建築基準法第90条第1項では、施工に伴う地盤の崩落を防止するように必要な措置をしなければならないとされています。

(3) 隣りの竹木などが入り込んだときの措置（民法第233条）

隣の土地に竹木の枝が、境界線を越えて出ているときは、竹木の所有者に境界線を越える部分をとるように請求することが出来ますが、木の所有者の承諾無しでは切り取ることはできません。

隣の土地の竹木の根が、境界線を超えて出ているときは、その根は切り取ることができます。しかし、木の根を切り取ってしまうと木に悪影響を及ぼす恐れがあるので、所有者に移植を検討してもらうことも一つの方法です。

(4) **境界線付近での隣地使用（民法第209条）**

土地の所有者は、隣の土地との境界またはその付近に、塀や建物を造ったり、修繕するために必要な範囲で隣の土地の使用を請求することができます。但し、隣の敷地の中には隣人の承諾がない限り、立ち入ることは出来ません。

隣人から損害を受けたときは、補償金を請求することができます。

9. 土地の範囲を明確にする措置

(1) 境界標の設置・保存（民法第223条、第224条）

境界は、連続している土地を区分するもので、図面上はもとより、現地でも明らかにする必要があります。現地では、境界を示す目印を設けてあるのが通常であり、境界標とも呼ばれています。

境界標は、双方の土地の範囲を明確にするためのものであり、簡単に移動できないものが望ましく、境界を明示できるものでなくてはなりません。土地の所有者は、隣の土地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができます。

境界標の設置及び維持の費用は、相隣者が半分ずつ負担します。但し、測量のための費用は、それぞれの所有地の広さに応じて分担します。

境界標を損壊・移動・除去したりなどして、境界を確認できないようにした者は、刑法により罰せられことがあります。（刑法第262条の2）

境界標がなくなると後で境界紛争の原因になりますから、工事の前にお互い確認するようしましょう。

(2) 境界が不明の場合、争いがあるとき

境界が、はっきりしない場合は隣地所有者とよく話し合い塀、垣根、敷石などの状況や敷地面積などを考慮して協議のうえ境界標を設置するのも一つの方法です。但し、この境界標は境界を確定する効力はありません。話し合いで解決できない場合は、境界確定の訴えを起こし裁判で境界を判断してもらうこととなります。

なお、平成17年4月に、不動産登記法が改正され「筆界特定制度」が導入されました。この制度は、筆界特定登記官が、土地の所有権を持つ登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する制度です。したがってこの制度を使うことにより、お隣同士で裁判をしなくてもよくなる可能性もあります。詳細については、法務局へお問い合わせください。

10. 建物を建てるのに必要な許可・届出等と建築確認に関する問い合わせ先

対象となるもの	許可・届出等の種類	担当窓口	市庁舎
建築物の高さが、 ①*1低・*2低で3階以上、 ②*その他の住居系、*近商(200%) *準工、*調整で15m超又は4階以上 ③*近商(300%)、*商業(400%) *工業で18m超、又は5階以上 *は都市計画法で定める用途地域の略称です。	豊橋市中高層建築物 指導要領による届出	建築指導課 管理・監察グループ TEL (0532) 51-2587	東3階
建築物の解体で80m ² 、新築・増築で 500m ² 、修繕で1億円、土木工事等で 500万円以上のもの	建設リサイクル法に による届出		
確認申請・工作物の築造の申請・相 談など			
人にやさしい街づくり条例の届出	届出		
建築協定区域の確認		建築指導課 建築審査グループ TEL (0532) 51-2582	東3階
建築物省エネ法の申請・相談など			
バリアフリー法の認定	認定		
長期優良住宅、低炭素建築物の認定	認定		
開発行為及び市街化調整区域の建築	都市計画法による 許可・届出	建築指導課 開発審査グループ TEL (0532) 51-2585	東3階
住宅の耐震診断・改修 補助にすること	補助金制度	建築物安全推進課 耐震促進グループ TEL (0532) 51-2579	東3階
空家にすること	解体、利活用、 バンク	建築物安全推進課 空家対策グループ TEL (0532) 51-2561	東3階
市有水路に排水するとき	排水誓約	河川課 調査グループ TEL (0532) 51-2535	東6階
市道	認定幅員	土木管理課 台帳グループ TEL (0532) 51-2513	東6階
	道路後退部分寄付採 納		
	承認工事(道路) 水路占有	土木管理課 占用グループ TEL (0532) 51-2506	

風致地区・景観地区区域及び屋外広告物	都市計画法による許可・届出	都市計画課 景観グループ TEL (0532) 51-2616	
都市計画道路内の建築	都市計画法による許可	都市計画課 計画グループ TEL (0532) 51-2622	東9階
用途地域・容積率・建ぺい率・地区計画区域・立地適正化計画の確認			
附置義務駐車場			
都市計画公園内の建築	都市計画法による許可	公園緑地課 管理グループ TEL (0532) 51-2650	東9階
区画整理地区及び予定地区	区画整理法による届出	区画整理課 管理・計画グループ TEL (0532) 51-2666	東9階
1,000m ² を超える小売店舗の建築	大規模小売店舗立地法	商工業振興課 振興グループ TEL (0532) 51-2425	東10階
建築面積3,000m ² または、敷地面積9,000m ² 以上の工場の建築	工場立地法による届出	産業政策課 企業誘致グループ TEL (0532) 51-2640	東10階
明海町工業団地への立地			
農地から宅地への転用	農地法による許可及び届出	農業委員会事務局 農地利用調整グループ TEL (0532) 51-2950	西3階
農業振興地域の除外		農業企画課 経営支援グループ TEL (0532) 51-2470	西3階
廃棄物処理施設等の設置	廃棄物処理施設の許可等	廃棄物対策課 廃棄物対策グループ TEL (0532) 51-2406	西5階
浄化槽設置	補助金制度	廃棄物対策課 廃棄物対策グループ TEL (0532) 51-2410	
太陽光発電設備設置等の補助	補助金制度	環境政策課 TEL (0532) 51-2419	
水質汚濁防止法・大気汚染防止法・土壤汚染対策法		環境保全課 大気環境グループ TEL (0532) 51-2388 水環境グループ TEL (0532) 51-2394	西5階

三河湾国定公園・石巻山多米県立公園内の建築	自然公園法・愛知県立自然条例の許可等	環境保全課 自然環境・管理グループ TEL (0532) 51-2385 ※雨水貯留槽設置の補助金制度は、令和2年度で終了しました。	西5階
消防設備		消防本部予防課 TEL (0532) 51-3121	西5階
ホテル・旅館等の建築		豊橋市健康部保健所 生活衛生課 TEL (0532) 39-9122	
共同住宅の建築・宅地分譲に伴うゴミステーションの設置		東部環境センター TEL (0532) 61-4136	
上下水道	水道の直圧給水・加圧給水の区分及び下水道の分流式・合流式の区分	豊橋市上下水道局 営業課 TEL (0532) 51-2763	
埋蔵文化財	文化財保護法による調査	美術博物館 豊橋市文化財センター TEL (0532) 56-6060	
土地・建物の所有者及び土地の境界・地目		名古屋法務局豊橋支局 TEL (0532) 54-9278	
河川保全区域（豊川・豊川放水路の境界より18m）		国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所豊川出張所 TEL (0532) 52-8098	
河川保全区域（梅田川）、砂防指定、急傾斜地崩壊危険区域		愛知県東三河建設事務所 維持管理課 管理第二グループ TEL (0532) 52-1332	
柳生運河の境界より5m及び臨港地区		愛知県三河港務所 TEL (0532) 31-4155	
電波伝搬障害防止区域の高さ31mを超える建築物・工作物	障害区域の確認及び電波法による届出	東海総合通信局 無線通信部陸上課 TEL (052) 971-9621	
高圧線直下の敷地	高圧線からの離隔距離	中部電力豊橋電力センター TEL (0532) 88-1121	
鉄道線路に近接する敷地	工事中の注意事項	豊橋鉄道渥美線 TEL (0532) 53-2136 JR東海新幹線 TEL (0532) 31-7512 JR東海在来線 TEL (0564) 51-2119	

その他・各種証明など(建築指導課・建築物安全推進課で発行できるもの)

建築確認証明書の発行・建築計画概要書の閲覧	建築指導課 管理・監察グループ TEL(0532)51-2587	東3階
開発登録簿の写し・建築許可の証明書の発行・位置指定道路の確認	建築指導課 開発審査グループ TEL(0532)51-2585	
住宅耐震改修証明書の発行 (所得税額の特別控除用)	建築物安全推進課 TEL(0532)51-2579	